

令和7年11月25日

富士川町長 望月利樹 様

富士川町森林環境譲与税
活用検討委員会
委員長 増原俊郎
(公印省略)

令和7年度森林環境譲与税の活用に関する検討結果について(報告)

令和5年11月1日に、森林環境譲与税活用検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置し、委嘱または任命を受けた委員で森林環境譲与税の趣旨に則り、森林環境譲与税(以下、「譲与税」という。)の活用について検討してまいりました。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備等の新たな財源として、令和元年度に譲与が始まり、昨年度には、譲与税の譲与基準が見直され、森林面積の割合が多くを占める本町にとってもその配分が大きくなりました。

また、本年7年11月1日には、委員の任期満了に伴う新たな委員の委嘱及び任命を受け、新体制となり、それまでの意見を基に新たな活用策について検討を進めたところです。

このような背景に加え、昨年度から森林環境税の課税が本格的に開始されたことに伴う住民の関心の高まりを踏まえて、当該譲与税の活用について、本年9月29日及び11月14日開催の検討委員会で検討した結果をまとめましたので、報告します。

(1) 林業事業者への支援事業について

町内にも複数の林業事業者が存在し、森林の施業を行っているところですが、林業は急傾斜地といった危険地での施業も多く、チェーンソーなどの刃物を使用し、高い樹木や施業資機材など重量物を扱うことから、労働災害発生率が最も高い業種であり、それは建設業と比較しても10倍以上という統計が出ています。

そのような環境であるにも関わらず、林業事業者の所得は他の産業と比べ低い状況となっており、国や地方公共団体も「林業従事者の労働条件向上」のために積極的な支援をしていく必要が高くなってきていると思われまます。

特に町内の林業事業者が安心して安全に働ける環境をつくれるように支援を行うために、安全装備品の購入費に対する助成制度の創設についての意見が多数ありました。

森林環境譲与税の算出には、林業従事者数も基準に含まれていますので、ぜひ積極的な林業事業者への支援の実施に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

- ① 林業事業者に安全装備等を補助することによる支援策を創設すること。
- ② 支援策の創設においては、補助の対象者や補助対象品を明確にすること。
- ③ 林業に関する労働災害保険の加入状況を補助対象者の要件とするなど配慮し、労働災害対策への意識の向上にも努めること。

(2) 富士川中学校校舎建設事業への充当について

- ① より良い教育環境のため、できる限り森林環境譲与税を充当する。
- ② 多くの生徒が利用する図書室に絞った活用を提案する。木を活かした室内装備、木製の書架、机、椅子など、木を身近に感じられるような親しみのある空間をつくる。
- ③ 充てられるだけ、図書室整備に充ててほしい。図書室は多目的化せずに落ち着いた環境で思索してほしい。
- ④ 校舎建設時のみならず、継続的に校舎への木材利用の有用性を実際に屋外で森林に触れる体験をとおり、学べる機会を創出する。
- ⑤ 学校のカリキュラムに森林環境教育を取り入れ、児童生徒に森林や地球環境に係る知識を身につけるとともに、森林を身近に感じてもらう機運を醸成すること。

(3) 子育て支援に関する事業への充当について

- ① 間伐材を使用して、木工作品づくりのワークショップを実施する。
- ② これまでに作成した木製品を広く周知し、子育て世代のニーズ調査に繋げることで、より効果的な事業を開始することが望ましい。
- ③ 木材の活用にあたっては、町産材を優先して事業を実施する。

(4) 令和8年度以降の活用事業について

- ① 重要インフラ設備周辺にある森林の危険性箇所について、当該設備管理者と協議を行い、今後の災害対策に係る事業の検討を行うこと。
- ② インフラ整備に合わせて、緩衝地帯の整備も検討し、里への獣害防除を行うこと。
- ③ 新たに建設や改修を予定している公共施設についても木質化を推進していくこと。
- ④ 多くの人が森林に興味を抱くような活動に譲与税を活用し、啓発していくこと。